矢 学部

府立大阪医科大学は大阪帝国大学

好太教授 歯 ·科学弓倉繁家教授•薬化学世良

中 室 嘉 祐

阪医科大学 設の上申書を政府に提出し、 昭 和五年、 (学長楠本長三郎) を医学部とし、新たに理学部 大阪府知事柴田善三郎は大阪の地に帝 昭和六年五月一日、 府立大 国大学

を創設し医・理二学部よりなる大阪帝国大学

(総長長岡半

洋医学のほか薬局にて処方箋調剤をも教え、

所が開院し、

蘭軍医ポンペは日本中

から集った医学生に

西

医学生は

日

本

が創設された。

府立大阪医科大学のほとんどの教授

創

当する講座名がないと、 医学の一分科であると強く講座の開設を要望し、 局長に発令した。 教授・薬化学薬局長世良好太教授は東京帝大医学部には該 は大阪帝大教授へ発令されたが、 大阪帝国大学は文部省へ歯科学は重要な 弓倉教授は講師 文部省は歯科学弓倉繁家 に、 世良教授は 旧帝大医 薬

発令された。

学部に日本最初

の歯科学講座が昭和七年開設、

弓倉

庆

医学部より分離し、 学部泉尾分院の地に医学部歯学科が開設され、 戦後これを基に米国使節 日本最初の歯学部へと発展し、 団の勧告もあって昭 昭和 和二五年 弓倉教

れ 授は初代の歯学部 また昭和九年大阪帝国大学に微生物病研 世良のため特に細菌化学部ができ、 長に選任された。 初代の 究所 細 から 菌 新 化学部 設 3

さかのぼると、幕末日本最初の西洋医学の病院・長崎 主任教授となった。 大阪帝大医学部の母体である府立大阪医科大学の歴史を

拡めた。 各地へ帰り、 医師 が処方箋調剤を行う西洋医学を日 1

後任のボ 1 ウ ンも同様であった

明治となり新政府はボ

ドド

ゥ ィンの

残りの任

期

な

引

継

医エ 廃校とした。 大阪に国立医学校病院を開校したが、 ル メレ ンスの指導で「大阪府病院各局規則」 明治六年二月大阪府立病院が開院 明治五年大阪 が大阪府 教 師 を

養

扱せ候事堅く厳禁たるべき事」等、薬局長の管理する薬局一切司薬生(薬剤師)自ら行い習熟の召使たりともこれに取より公布、その薬局規則には「総て薬剤の製煉及び配合は

で薬剤師による病院医薬分業の制度が確立し、

日本中の病

科大学へと発展するが、明治三五年佐多愛彦が校長に就任学校となり、明治三六年高等医学校、大正四年府立大阪医院で病院医薬分業の始まる基となった。この病院は大阪医

改姓された。

りは二名宛)欧州の大学に二ヵ年留学させ医学教育の充実派遣されないと、優秀な卒業生を毎年一名宛(明治四○年よし、「東京帝大医学部卒」の優秀な教官はとても大阪へは

と医科大学への昇格に努力した。

士が認定される方法で、

弓倉の育てた人材と研究の成果は

歯科口腔医学の研究に専念させ、研究が完成すると医学博

無給研究員兼無給歯科医員に任命し、

午前は診療に午後は

開設された。弓倉は歯科医専卒の優秀な歯科医師を大学

各国歯科学研究に留学させて大阪医科大学に歯科学講座が

学博士薬剤師国家試験に落つ」と大きく報道し、次の国試

島の豪族世良族の子孫と判明し法務手続をへて「世良」と学を完成させた。併せて郷土史の研究を行い、瀬良氏は広学を完成させた。併せて郷土史の研究を行い、瀬良氏は広調剤製剤方式・器機の改良、新薬類の開発、ビタミンB・調剤製剤方式・器機の改良、新薬類の開発、ビタミンB・

学の前身校)へ派遣し歯科学に専念させ、大正一二年欧州多学長は東京の歯科医術開業試験附属病院(東京医科歯科大大阪医科大学卒の耳鼻科医員弓倉繁家に対し大正九年佐

か、適当な授業料にせよと厳命した)。初代歯学部長に選任さと発展させた(戦後GHQは無給の制度を禁止し、適当な給与戦後大阪大学医学部に歯学科を、更に日本最初の歯学部へ

れた弓倉は在任中急逝され、御遺志により、その遺体は完

に合格して改めて「薬剤科長」の辞令が、

のち

「薬化学教

全骨格標本として阪大歯学部に寄贈され保存されている。

(奈良佐保女学院短期大学)

39 明治期御雇外国人医学教師関係法

(第二報)

高 安 伸 子

である。 されたものである。その内容は諸藩において勝手に外国人 医学教師に関する法令を中心として、考察を進めた第二報 報告できなかった明治十年(一八七七)以降の、御雇外国人 制されていたのかについて報告した。今回の報告は前回 法令は、明治元年(一八六八)八月二十二日に行政官から出 人医学教師が、どのような法令により、身分及び生活を規 前回の総会において、演者は明治初期における御雇外国 前回、報告したように御雇外国人に関する明治期最初の

の前身となる中央官庁で、明治元年閏四月二十一日に設け るように規定するものであった。外国官というのは外務省

281

を雇入れることを禁じ、雇入れの際には外国官に許可を得

85)